

## ●介護保険サービス利用までの流れ

介護サービスを利用するためには、以下の手順で手続きをしてください。

### 1 申 請

健康福祉課 高齢者支援係に申請をします。

※申請は本人や家族以外にも地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などの代行の申請も可能です。



### 2 認定調査

介護認定調査員が自宅や入院先に訪問し、心身の状態を調査します。



### 3 認定結果

認定調査の結果と主治医の意見書とともに介護認定審査会で審査・判定し認定結果が出ます。



### 4 ケアプランの作成とサービスの利用

介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービスを利用します。



#### ケアプランの作成

#### サービスの利用

要介護1～5

居宅介護支援事業者

在宅サービス・施設サービスなど  
(地域密着型サービス含む)

要支援1・2

地域包括支援センター  
居宅介護支援事業者

介護予防サービス  
(地域密着型介護予防サービス含む)

事業対象者\*

(介護予防・日常生活支援総合事業)  
介護予防・生活支援サービス事業

\*要介護・要支援に非該当でも、日常生活の状況や心身の状態を確認する「基本チェックリスト」などで「事業対象者」として判定された方は、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。



○お問い合わせ 健康福祉課 高齢者支援係 ☎ (84) 0006 (直通)